

仙台市国家戦略特区・特定非営利活動法人設立促進事業について

仙台市では、本年 8 月 28 日にソーシャルイノベーション（社会起業）を推進する国家戦略特区（地方創生特区）に正式指定され、第 1 回仙台市国家戦略特別区域会議で作成された区域計画が 9 月 9 日に内閣総理大臣の認定を受けました。

これにより、様々な社会的課題の解決に取り組み、まちづくりの重要な担い手である NPO 法人の設立手続きの迅速化を目的とした特定非営利活動法人設立促進事業が仙台市において 9 月 24 日から実施され、特定非営利活動促進法（NPO 法）の特例が適用されます。

<特定非営利活動法人設立促進事業（NPO 法の特例）の主な内容>

- 仙台市が所轄庁として実施する特定非営利活動法人（NPO 法人）の設立等の認証手続きにおける申請書類の縦覧期間を 2 カ月から 2 週間に短縮することで、認証手続き全体の期間を約半分にし、NPO 法人の設立等を促進する。

※ 縦覧期間が短縮されることに伴い、縦覧に供される情報が短期間で広く市民に周知されることが必要であるため、従来、市掲示場及び公報への掲載により行われていた公告に代わり、インターネットの利用により縦覧書類に記載された事項の公表を行う（仙台市では、市ホームページにより 2 週間公表）。

